

ゆいぽーとの講座(オンライン)
対①18歳以上で、講座修了後、男女共同参画推進員として市に登録し活動できる人、②40～60歳代の人

講座名	日時
①男女共同参画推進員養成講座	1/14(土)、21(土)の13:00～16:00。全2回
②年金制度を知ると老後資金が見えてくる	1/15(日)14:00～15:30

申来館か電話、ファクス、同施設HPで、1月①10日(火)、②12日(木)までに。先着①②各10人。①応募要件など詳しくは同施設HPで
 問☎248-3320、☎248-4476
 休(月)、1月1日～3日

ICT活用講座

対町内会など地域団体の会員
 日2月15日(水)9:30～12:10
 場市役所本庁舎
 内ICTを活用した地域活動の広報の方法など。詳しくは市HPで
 申所定の申込書で、1月31日(火)までに、コミュニティ再生課へ。選考100人
 問☎504-2867、☎504-2029

パソコン講座「ゆっくり進める①ワード、②エクセル講座」

対パソコンの文字入力ができる人
 日2月24日～3月10日の(金)、①10:00～12:00、②13:30～15:30。各全3回
 場人社ひと・まちプラザ
 ¥①②各3,300円
 申往復はがき(〒730-0036 中

区袋町6-36)かファクスで、必要事項(4号左)を、1月5日(木)～2月15日(水)(必着)に。抽選①②各30人
 問☎545-3911、☎545-3838
 休1月16日

下水道サポーター養成講座

対市内に在住か通勤・通学の18歳以上。修了後、希望者は市の啓発活動などに参加
 日2月1日、8日、17日、22日(水・金)、13:30～16:00。全4回
 内下水道に関する講座や施設見学、意見交換など
 申はがきか電話、ファクスで、必要事項(4号左)、応募動機を、1月13日(金)(消印有効)までに、下水道局経営企画課(〒730-8586 住所不要)へ。先着20人
 問☎504-2265、☎504-2429

しごとの相談カフェirohaのセミナー

対求職中の人
 日1月5日～19日(木)、13:00～15:00
 内お金に関して、就職後の生活設計をアドバイス
 申電話か同カフェHPで、各開催日の2日前12:00までに。先着各日10人
 問☎、☎546-3160

幼児安全法支援員養成講習

日2月9日(木)、10日(金)の9:00～17:00。全2回
 場日本赤十字社広島県支部(中区千田町二丁目5-64)
 内子どものけがの手当てと、乳幼児の一次救命処置の仕方

¥2,200円
 申同支部HPかファクスで、1月19日(木)までに。先着30人
 問同支部事業推進課(☎545-5111、☎240-2741)

オペラ歌唱研修

対オペラ公演などの経験者か同程度の歌唱力のある声楽家
 日2月2日～3月14日(火・木)、①14:00～17:00、②17:45～20:45
 場JMSアステールプラザ
 講師 マエストロ・ソステイトゥート・平野満氏
 ¥研修生3万円、聴講のみ1万円
 申所定の申込書で、1月19日(木)(必着)までに、ひろしまオペラ・音楽推進委員会へ。申込書、募集要項は同プラザ、区民文化センター、同プラザHPで。選考①②研修生は各4人、聴講生は若干名
 問☎244-8000、☎246-5808

募集します

ひろしまオペラルネッサンス①練習ピアニスト、②合唱団員
対①②音楽大学卒業程度の能力があるか、②高校生*以上で合唱経験がある人
 日3月4日(土)①9:00～16:00、②13:00～16:00
 場JMSアステールプラザ
 申所定の申込書で、2月17日(金)(必着)までに、ひろしまオペラ・音楽推進委員会へ。申込書は、同プラザ、区民文化センター、

同プラザHPで。オーディションで決定
 問☎244-8000、☎246-5808

事業者の皆さんへ

物品の売買・委託業務などの競争入札参加資格審査申請の追加受け付け
対令和5～7年に、市、水道局が発注する物品の売買、借り入れ、修繕・製造の請負、役務の提供(建設コンサルタント業務を除く)の競争入札への参加を希望する事業者
 申市HP「業者登録受付システム」で、入力期間中に申請書を作成し、必要書類を添え、1月30日(月)17:00(必着)までに、物品契約課へ。HPが利用できない事業者は、お問い合わせを
 入力期間 1月11日(水)～20日(金)の平日8:30～17:15
 問☎504-2083、☎504-2612

お知らせ

住宅における市営浄化槽の設置、引き取り

事業	内容
新規浄化槽の設置	一定の要件を満たす住宅などに市が合併浄化槽を設置し、その後の管理を行う
既設浄化槽の引き取り	一定の要件を満たす既設合併浄化槽を市が引き取り、その後の管理を行う

申電話で。詳しくはお問い合わせを
 問下水道局管路課(☎504-2719、

☎504-2617)
浸水(内水)ハザードマップの新規作成、改定、地区割りの見直し
 マップは、市HPや該当区役所、消防署などでご覧いただけます。
【新規作成地区】
 矢野地区
【改定地区】
 ①加古町・吉島・光南地区
 ②本川町・舟入・江波地区
 ③戸坂地区
【地区割の見直し地区】
 分割前:三篠・横川・中広・観音地区
 分割後:中広・三篠・横川地区、観音地区
 問下水道局計画調整課(☎504-2413、☎504-2429)

医療従事者の届け出を
対市内に在住か通勤の医師、歯科医師、薬剤師の免許を持つ人、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の業務に従事している人
 届出期間:1月4日(水)～16日(月)
 届出内容:昨年12月31日時点の住所、氏名など
 申所定の届出票で、中区の人は市保健所、その他の区は保健所各区分室へ。届出票は、医療政策課、各届出先で。従事先の医療機関などでまとめてオンライン回答も可。詳しくは厚生労働省HPで
 問医療政策課(☎504-2178、☎504-2258)

障害者を対象とした求人情報 詳しくは募集案内(申込先、市役所市民ロビーなど)、市HPなどで。

業務場所	職名/募集人数	職務内容/資格要件の有無	給与/報酬	締切日/採用日	試験日	申込先	HP
ワークステーション(市役所、東・西・安佐南・安芸区)	業務推進員(会計年度任用)各若干名	文書の仕分け、郵便物の封入・封かん、パソコンの入力作業など/あり(要確認) ※知的障害者、精神障害者が対象	月額約13万5000円(5時間45分勤務)/期末手当	締2/6月(必着) 採4/1予定	知的:2/14(火)、精神:1次2/13(月)、2次2/27(月)	障害自立支援課 ☎504-2148 ☎504-2256	知的障害 精神障害

償却資産の申告などは1月31日(火)までに

①償却資産の申告
 固定資産税は、土地と家屋のほか、償却資産(事業用資産)にも課税されます。会社や個人で事業を営み、市内に償却資産を所有している人は、その所有状況を申告してください。
【申告】1月1日現在の状況を、資産が所在する区ごとに申告書を作成し、1月31日(火)までに、固定資産税課、市税事務所・税務室へ。申告書は同課、同事務所・同室、市HPで
②土地・家屋の所有者が亡くなった場合の、新たな所有者の申告
 市内の土地か家屋の所有者が亡くなった場合、相続人など、新たにその土地か家屋を所有する人は、必要な事項を申告する必要があります(相続登記が完了している場合、申告は不要です)。
【申告】昨年中に、新たに所有したことを知った人は、次のいずれか遅い日までに、土地・家屋が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで
 ●1月31日(火)
 ●新たに所有したことを知った日の翌日から3カ月を経過した日
③住宅用地の申告・災害にあった住宅用地の申告
 住宅用地には、固定資産税・都市計画税の軽減措置があります。昨年中に住宅の新築や取り壊し、店舗・事務所から住宅への用途変更などが行われた土地は、住

宅用地の認定が変わります。昨年中に住宅を取り壊し、1月1日現在、住宅を建て替え中の土地で、一定の要件を満たすものは、住宅用地として取り扱います。
 また、災害により住宅が滅失か損壊した土地は、住宅が再建されていなくても、一定の要件を満たすものは、原則2年度分に限り、住宅用地として取り扱います。
【申告】1月1日現在の状況を、1月31日(火)までに、土地が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで
④認定長期優良住宅の申告
 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」による認定を受けて新築された住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、新築後一定期間、固定資産税が軽減されます。
【申告】1月31日(火)までに、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付した申告書を、住宅が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで
⑤耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修のいずれかを行った住宅の申告
 耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修のいずれかを行った住宅が一定の要件を満たすときは、申告により、改修後一定期間、固定資産税が軽減されます。
【申告】改修完了の日から3カ月以内に、申告書と必要書類を、住宅が所在する区を担当する市税事務所・税務室へ。申告書は同事務所・同室、市HPで
⑥給与支払報告書の提出
 昨年中に給与の支払いをした事業主は、給与支払報

告書(総括表、個人別明細書)を提出してください。
【提出】1月31日(火)までに市民税課、市税事務所・税務室へ。給与支払報告書は同課、同事務所・同室、市HPで
 問①固定資産税課(☎504-2127、☎504-2129)、②～⑤市税事務所・税務室、⑥市民税課(☎504-2089、☎504-2129)

市税事務所	担当区	②③	④⑤
中央(中区役所内)	中	☎504-2565	☎504-2566
	南	☎504-2378	
東部(東区役所内)	東	☎568-7720	☎568-7721
	安芸	☎567-6006	
西部(西区役所内)	西	☎532-0943	☎532-0944
	佐伯	☎232-2127	
北部(安佐南区役所内)	安佐南	☎831-4937	☎831-4936
	安佐北	☎877-6288	

税務室	②～⑤
南(南区役所内)	☎250-8946 ☎254-2624
安芸(安芸区役所内)	☎821-4913 ☎824-0411
佐伯(佐伯区役所内)	☎943-9716 ☎943-3310
安佐北(安佐北区役所内)	☎819-3913 ☎815-1650

●申告・提出は、できるだけ郵送が電子申告で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、郵送(①⑥は電子申告も可。電子申告については、エルタックスHPで)での申告・提出をお願いします
 ●掲載している内容について詳しくは、市HPで

税のお知らせ

